

重要な改正要望事項

- 1 消費税の軽減税率制度の導入に反対する。
- 2 適格請求書等保存方式の導入に反対する。
- 3 基礎的な人的控除について税額控除方式又はゼロ税率方式に改めるとともに、控除額の水準を見直すこと。
- 4 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。
- 5 償却資産に係る固定資産税の申告期限、賦課期日、資産の区分を見直すこと。
- 6 法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること。

消費税の軽減税率制度の導入に反対する

要望事項

平成31年10月から実施が予定されている軽減税率制度について、その導入に反対する。

《軽減税率の問題点》

- ①導入に伴い減少する税収分を補う代替財源の確保が困難である
- ②適用対象品目を限定することが困難である
- ③低所得者対策が目的であるにも関わらず、低所得者層の負担軽減効果が限定的で高所得者層により多くの負担軽減が及ぶ
- ④事業者の事務負担が増加するおそれがある

消費税の税率については、これまで通り、単一税率を維持し、低所得者対策としては、給付による措置を講ずるべきである。

【参考】 日税連会長コメント「平成28年度与党税制改正大綱について」(抜粋)(平成27年12月16日)

消費税の複数税率(軽減税率)制度については、平成29年4月から導入されるとともに、その4年後にインボイス制度が導入されることとなりました。本会では、複数税率について、対象品目の公平な選定が困難であること、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、低所得者対策として非効率であること、財政再建が損なわれ社会保障給付の抑制が必要となることなどの観点から、単一税率制度の維持を強く主張してきました。しかしながら、今回の大綱では、これとは異なる結論が示されたことに深く遺憾の意を表するものであります。

適格請求書等保存方式の導入に反対する

要望事項 平成35年10月から実施が予定されている適格請求書等保存方式について、その導入に反対する。

《適格請求書等保存方式の問題点》

- ①導入により免税事業者が取引から排除されるおそれがある
- ②仕入税額控除の可否を判断するために増加する事務負担への対応が困難である
- ③仮に軽減税率が導入された場合においても、現行の請求書等保存方式によって十分対応できる

【参考】仕入税額控除方式の改正予定

	【請求書等保存方式】(現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】(平成31年10月～)	【適格請求書等保存方式】(平成35年10月～)
請求書等	<ul style="list-style-type: none"> ○請求書の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ・請求書発行者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・対価の額(税込) ・請求書受領者の氏名又は名称 ○交付義務なし・不正交付の罰則なし ○免税事業者も交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除可 	<ul style="list-style-type: none"> 同左プラス <ul style="list-style-type: none"> ・軽減税率の対象品目である旨 ・税率ごとに合計した対価の額(税込) 注)請求書の交付を受けた事業者による追記も可 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左プラス <ul style="list-style-type: none"> ・登録番号 ・税率ごとの消費税額及び適用税率 注)「税率ごとに合計した対価の額」は税抜又は税込 ○交付義務あり・不正交付の罰則あり ○登録を受けた課税事業者のみ交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除不可 ○免税事業者からの仕入れについて <ul style="list-style-type: none"> ・3年間:80% ・その後3年間:50% の仕入税額控除可
計税算額	<ul style="list-style-type: none"> ○取引総額からの「割戻し計算」 ※取引総額×8/108 	<ul style="list-style-type: none"> ○税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 	<ul style="list-style-type: none"> ○税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ○適格請求書の税額の「積上げ計算」

選択

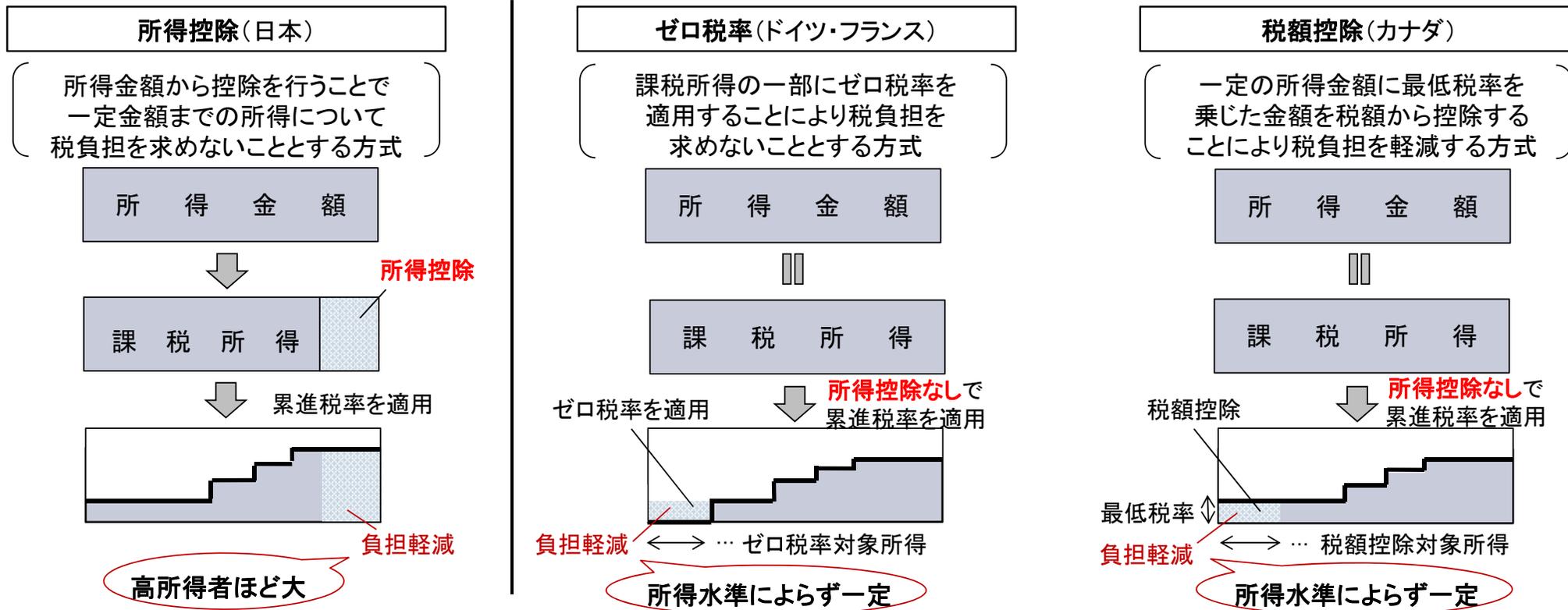
所得控除の抜本的見直し ＜税額控除方式＞

要望事項

基礎的な人的控除について、税額控除方式又はゼロ税率方式に改めること。

現行の所得控除方式は適用税率の高い高所得者に有利な制度であるため、全ての納税者が一定額まで同一の軽減の効果が見られる税額控除方式又はゼロ税率方式に改めるべきである。

【参考】「所得控除方式」に代わる方式の例 (財務省資料)



所得控除の抜本的見直し ＜控除額の水準＞

要望事項

基礎的な人的控除について、控除額の水準を見直すこと。

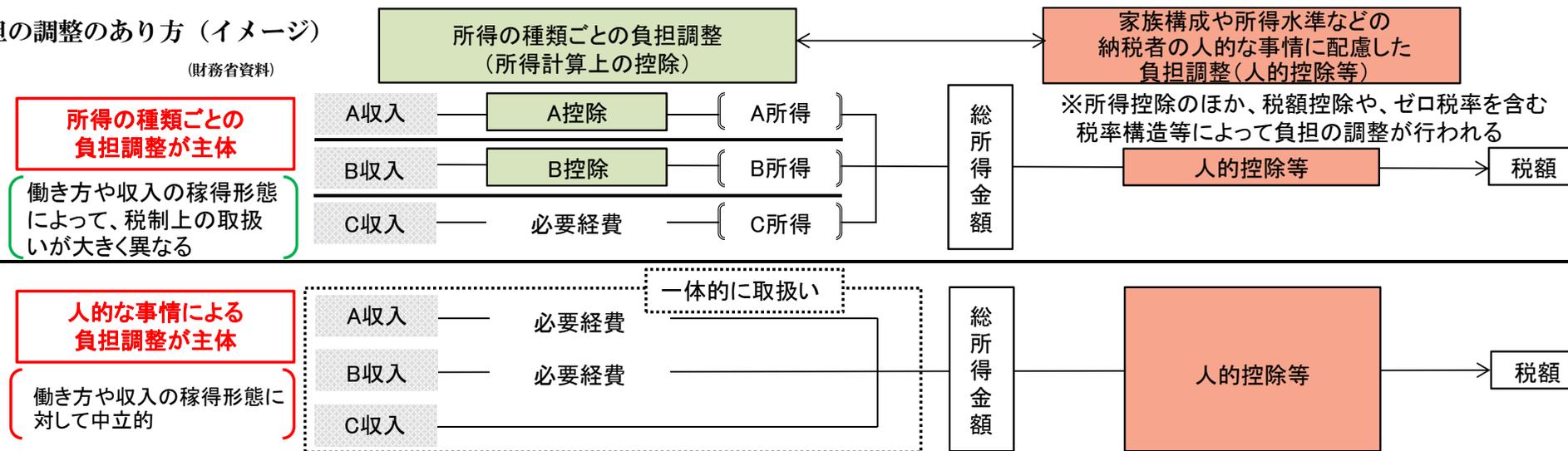
- 憲法第25条
「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」
- 生活保護法
「最低生活」について規定
- 基礎的な人的控除(基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除)は生存権の保障の租税法における現れ
(本人及び家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないため)

意見内容

最低限度の生活を維持するための課税最低限について、財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準に合わせていくべきである。

【参考】税負担の調整のあり方 (イメージ)

(財務省資料)

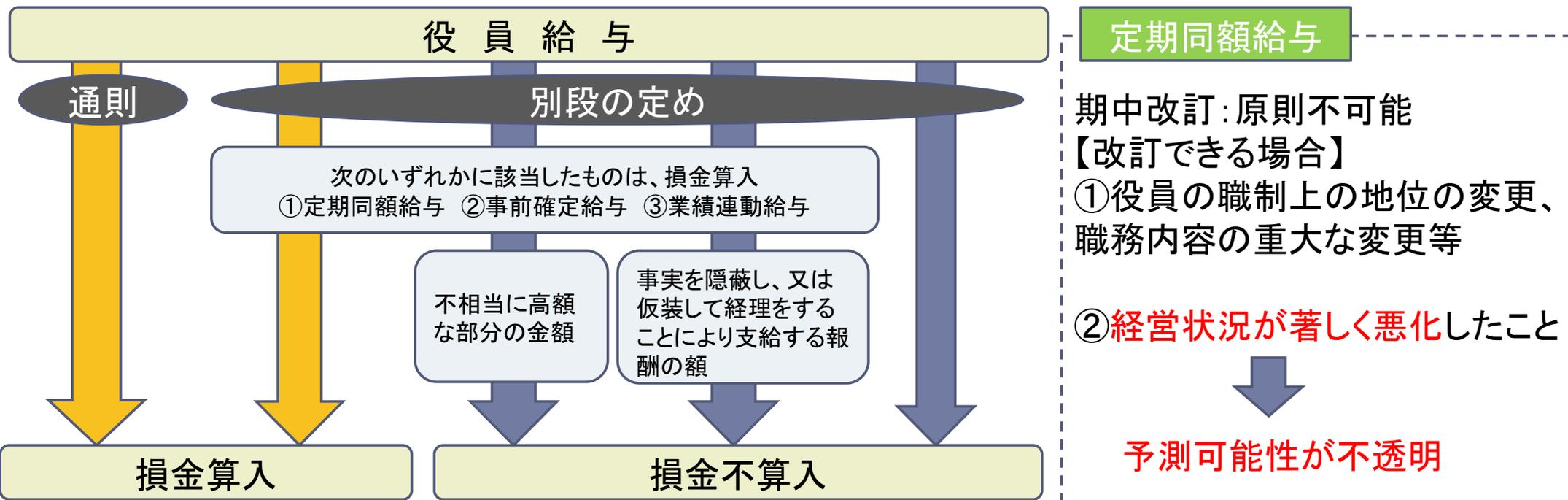


役員給与の損金不算入規定の抜本的見直し

要望事項

役員給与の損金不算入規定とその内容を抜本的に見直すこと。

役員給与については、別段の定めの一つとして①定期同額給与②事前確定届出給与③業績連動給与のいずれかに該当しなければ損金不算入としている。さらに、損金算入が認められている①②③であっても不相当に高額な部分や仮装経理したものは損金不算入とされている。



意見内容

役員給与は、原則損金算入できるものとして、損金不算入となる役員給与のみに限定した上で別段の定めとする条文構造に見直し、その内容についても課税要件を明確かつ常識的なものにすべきである。

償却資産に係る固定資産税の抜本的見直し

要望事項

償却資産に係る固定資産税の申告期限、賦課期日、資産の区分を見直すこと。

償却資産税の概要

項目	内容
課税客体	土地及び家屋以外の事業用資産(減価償却費が法人税・所得税の所得計算上、損金・必要経費に算入される資産に限る)
申告制度	毎年1月1日現在における償却資産について、その所在、取得時期、取得価額等を1月31日までに償却資産所在の市町村に申告
免税点	150万円
沿革	昭和25年の地方税制度の改革で固定資産税を創設。同税が償却資産を課税対象としたのに伴い、戦前からの船舶税、電柱税、軌道税や法定外普通税としての事業用資産に対する課税が廃止・統合
性格	固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し、応益的に課税する財産税。償却資産税は、企業等が事業活動を行う際の市町村からの受益に着目して課税しているもの

- <現行制度の問題点>
- ① 事業を営んでいる個人の所得税の申告期限は3月15日、法人税の申告期限は決算日の翌日から2月以内とされており、これらの規定と償却資産に係る固定資産税の申告期限とは無関係となっている。
 - ② 小規模な事業者が資産の保有状況を把握し、経理方法を決定するのは、所得税又は法人税の申告のため決算時期になることが多い。
⇒償却資産の申告を1月末日までに行うことは合理的ではない。

意見内容

・個人の償却資産の賦課期日は12月31日として申告期限は3月15日、法人の償却資産の賦課期日は決算日として申告期限は法人税の申告期限にそれぞれ合わせるべきである。

・償却資産の区分については、地方自治体の規模を基因とする課税の不公平が生じないように、原則として所得税及び法人税の減価償却資産の区分に合わせ、全国一律の取扱いとなるように見直すべきである。

個人事業者番号の導入

要望事項

法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業主を加えること。

法人＝法人番号

- ・個人番号とは異なり、自由に流通させることができる
- ・官民を問わず様々な用途で利活用できる
- ・設立登記法人だけでなく人格のない社団等に対しても付番される

個人事業主＝個人番号

自身の個人番号を用いなければならない
→漏えいリスク
→利便性の面で不利

意見内容

個人事業主についても個人情報保護に配慮した上で法人番号の指定を受けることができるようにすべきである。